

試験研究炉の原子力災害における 銚田市屋内退避及び避難誘導計画

令和3年7月



目 次

第1章 総則

1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の修正・見直し	1
4. 対象施設及び区域	2

第2章 原子力災害に関する基本的事項

1. 防護措置の種類	4
(1) 屋内退避	
(2) 避難又は一時移転	
(3) 安定ヨウ素剤の配布及び服用	
(4) 避難退域時検査及び簡易除染	
(5) 飲食物の摂取制限	
2. 防護措置の実施基準	5
(1) 放射性物質が放出される前までの防護措置	
(2) 主な防護措置を実施する流れ	
(3) 放射性物質が放出された後の防護措置	
(4) 避難対象区域の防護措置を判断するモニタリングポスト	

第3章 安定ヨウ素剤の配布・服用と避難経路及び検査

1. 安定ヨウ素剤の配布・服用	13
(1) 安定ヨウ素剤の緊急配布	
(2) 安定ヨウ素剤の服用指示	
2. 避難経路	14
(1) 避難経路の選定	
3. 避難退域時検査の実施	14
(1) 検査場所の選定	
(2) 検査の方法	
(3) 簡易除染の実施	

第4章 住民等の避難

1. 一般住民の避難	16
(1) 基本的な避難の方法	
2. 要配慮者等の避難	17
(1) 要配慮者（避難行動要支援者）の避難	
(2) 社会福祉施設等入所者の避難	
3. 学校等、一時滞在者への避難対応	18
(1) UPZ区域内の小中学校、幼稚園等	
(2) 一時滞在者（通勤者、観光客及び外国人など）への対応	
4. 避難先一覧	19

第5章 防護措置に係る住民等への広報

1. 情報の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1) 多様な媒体の活用
 - (2) 情報伝達の範囲
 - (3) 定期的な情報提供と伝達の内容
 - (4) 一時滞在者や外国人への情報提供

第6章 避難所の開設と運営等

1. 避難所の開設及び運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (1) 避難所の開設
 - (2) 避難所の運営
 - (3) 福祉避難所の設置
 - (4) 避難状況の確認
 - (5) ペットとの同行避難
2. 避難所における要配慮者の支援・・・・・・・・・・ 23
3. 避難物資の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (1) 避難物資の確保
 - (2) 支援の受入れ
4. 避難が長期化した場合の対応・・・・・・・・・・ 23
5. 感染症流行下での対応・・・・・・・・・・ 23
 - (1) 屋内退避を行う場合
 - (2) 避難等を行う場合

第7章 複合災害への対応

1. 複合災害への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (1) 自然災害との同時発災（地震等）
 - (2) 原子力災害との同時発災

第1章 総則

1. 計画の目的

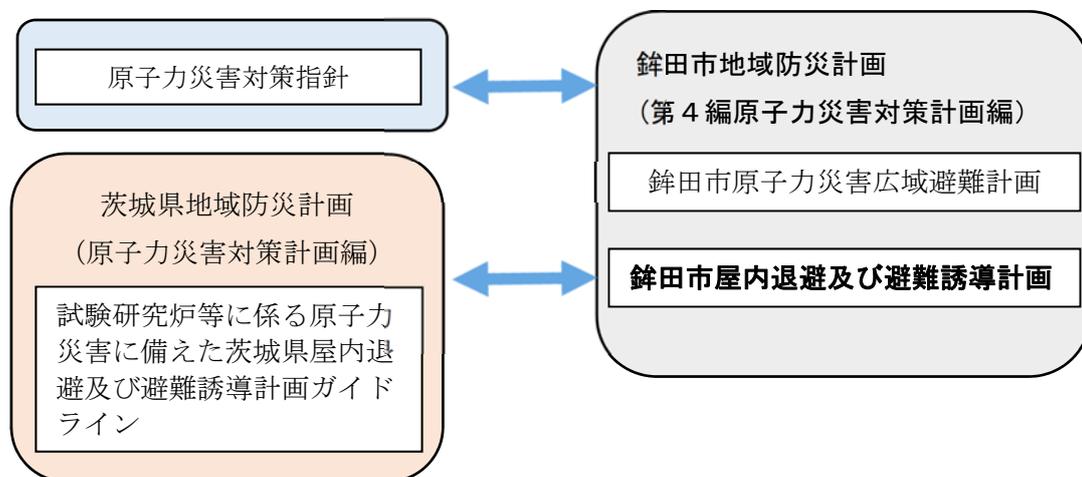
本計画は、「銚田市地域防災計画（原子力災害対策計画編）」（以下、「地域防災計画」という。）に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（以下、「機構大洗」という。）における試験研究用等原子炉施設において、原子力災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、住民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるための防護措置を確実に実施できるよう必要な事項を定めるものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の原子力災害対策の基本となる地域防災計画の一部として位置付け、本計画に定めのない事項については、地域防災計画に拠るものとする。

また、本計画は国が定める「原子力災害対策指針」、茨城県が定める「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」、「試験研究炉等に係る原子力災害に備えた茨城県屋内退避及び避難誘導計画ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）と整合を図り策定する。

【本計画の位置づけ】



3. 計画の修正・見直し

本計画は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、今後、国の「原子力災害対策指針」や「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の改訂をはじめ、関係機関等との協議、本市の各種対策の検討、検証等を踏まえ、随時、修正・見直しを行うものとする。

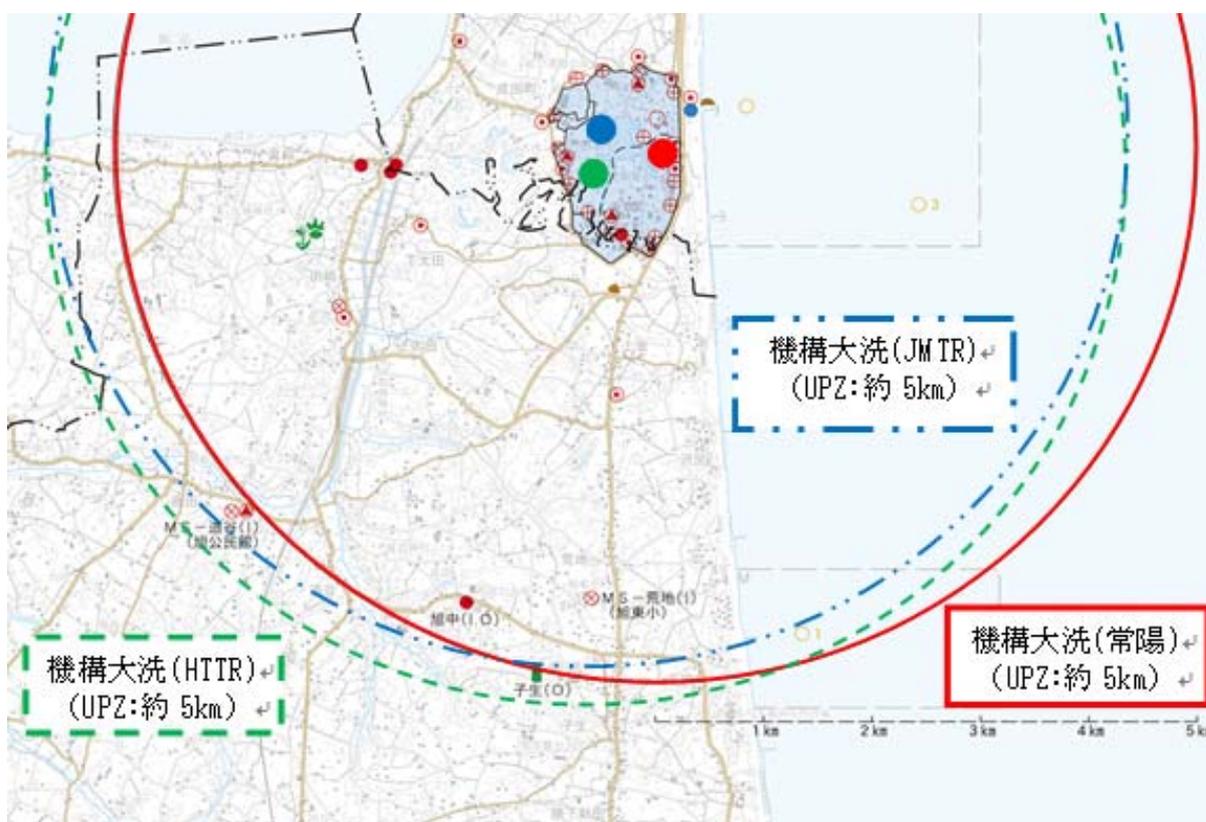
4. 対象施設及び区域

国の「原子力災害対策指針」において、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特徴を踏まえて、その影響のおよぶ可能性がある区域を定め、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとしている。

「高温工学試験研究炉（HTTR）」「高速実験炉（常陽）」「材料試験炉（JMTR）」の3施設については、国の基準に基づき、「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」において、原子力災害対策重点区域の範囲を対象施設から概ね半径5km圏内を「緊急防護措置を準備する区域」（以下、「UPZ^{※1}」という。）としていることから、本市における防護措置対象地域は、次の「原子力災害対策重点区域一覧」のとおりとする。

※1 UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) : 緊急防護措置を準備する区域。段階的に屋内退避、一時移転、避難を行う区域のこと。

【原子力災害対策重点区域の範囲】



【原子力災害対策重点区域一覧】

事業所	原子力施設	原子力災害対策重点区域		
		対象地区（行政区）	人口※ ²	区域の範囲
機構大洗	高温工学試験研究炉 (HTTR)	上釜, 沢尻, 荒地, 造谷第三, 三和, 子生, 子生第二, 玉田, 箕輪東, 箕輪西, 下太田, 上太田, 田崎, 和岡, 大神, 下鹿田, 造谷第一, 造谷第二	6,929 人	施設から 概ね半径 5 km 圏内 の地域
	高速実験炉 (常陽)			
	材料試験炉 (JMTR)			

※2 平成 27 年国勢調査による

【対象施設の概要】

・ 高温工学試験研究炉（HTTR） 熱出力：30MW

高温の熱を取り出すことができ、高効率発電及び水素製造の熱供給源としての活用が可能とされる国内唯一の高温ガス炉。平成 10 年 11 月に初臨界。高温ガス炉の設計や運転保守のためのデータを取得・蓄積するなどの研究を行う。

・ 高速実験炉（常陽） 熱出力：100MW

運転に消費するウラン資源より、多くの燃料を生み出すことができるとされる高速炉に係る研究開発等を行うための施設。昭和 52 年 4 月に初臨界。高速炉で使用する新たな燃料や材料の開発、安全性に関する実験等を行う。

・ 材料試験炉（JMTR） 熱出力：50MW

発電用原子炉などで使用する燃料や材料を中性子で照射し、それらの耐久性や適正を実際に試験する。短時間で照射試験を行うことができるように、発電用原子炉よりも多くの中性子を発生する設計となっている。昭和 43 年 3 月に初臨界。国から廃止措置計画の認可取得済。

第2章 原子力災害に関する基本的事項

1. 防護措置の種類

市は、住民等の安全を確保することが最も重要であることから、国・県からの指示、又は市独自の判断により、勧告・指示等を行い、住民等の原子力災害のリスクを最小限に抑えるため、次の防護措置を実施する。

(1) 屋内退避

自宅や職場、最寄りの公共施設などの建物内に退避することで、放射性物質の吸入を抑制するとともに、放射線を遮へいすることにより、被ばくの低減を図る。

屋内退避は、放射性物質や放射線の異常な放出のおそれのある場合や空間放射線量率が「避難」又は「一時移転」（以下、「避難等」という。）の基準に満たない場合をはじめ、避難等の指示が行われるまで待機する場合、又は避難等を行うことが困難な場合等を実施する。

(2) 避難又は一時移転

国の「原子力災害対策指針」で定める基準値を超える空間放射線量率が測定された地域は、測定値に応じて避難等を実施し、放射性物質や放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。

【 避難 】

空間放射線量率が高い、又は高くなるおそれのある地点から速やかに（1日以内に）離れるために緊急で実施するもの。

【避難を判断する基準・・・空間放射線量率（地上1m） 500 μ Sv/h 超過】

【 一時移転 】

緊急の避難が必要な場合と比較して、空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の被ばくを低減するため、一定期間（1週間程度）のうちに、当該地域から離れるために実施するもの

【一時移転を判断する基準・・・空間放射線量率（地上1m） 20 μ Sv/h 超過】

(3) 安定ヨウ素剤の配布及び服用

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく予防、又は低減を図るため、国、県の指示により、原則として医師の関与のもと市等が安定ヨウ素剤の配布を行い、適切なタイミングで服用できるよう指示する。なお、安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、屋内退避や避難等の防護措置と組み合わせて実施する。

(4) 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査は、住民等が避難等をする時に、身体及び携行品等に付着した放射性物質の汚染状況を確認することを目的に実施し、基準値を超えた場合は簡易除染を行う。

(5) 飲食物の摂取制限

飲食物に含まれる放射性物質の濃度測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで、経口摂取による内部被ばくの低減を図る。

2. 防護措置の実施基準

国は、国際的な基準等を踏まえ、原子力施設の状況に応じた「緊急事態区分」を設定し、各区分における、原子力事業者、国、県、市それぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、併せて施設がこれらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを判断するための基準として、「緊急時活動レベル」(以下、「EAL^{※3}」という。)を設定している。

また、放射性物質の放出後においては、適切な防護措置を迅速に実行できるよう、「防護措置の実施を判断する基準」として「運用上の介入レベル」(以下、「OIL^{※4}」という。)を設定している。

※3 「EAL」: Emergency Action Level の略

※4 「OIL」: Operational Intervention Level の略

(1) 放射性物質が放出される前までの防護措置

放射性物質放出前においては、平常時のモニタリングの強化等に加え、原子力施設の状況に応じて、次の「緊急事態区分」による防護措置を段階的に実施するものとする。

① 警戒事態 【AL】

原子力施設において、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生、又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリング等の準備を開始する必要がある段階。【参考資料 表1】

② 施設敷地緊急事態 【SE】 (原子力災害対策特別措置法第10条に該当)

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時モニタリングの実施等により、事態の進展を把握するための情報収集の強化を行う段階。【参考資料 表2】

③ 全面緊急事態 【GE】 (原子力災害対策特別措置法第15条に該当)

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、その影響を回避、低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。【参考資料 表3】

(参考資料)

【表 1 警戒事態 (AL) を判断する EAL の概要】

警戒事態を判断する EAL の例	
各施設共通	<ul style="list-style-type: none">・ 銚田市又は大洗町において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合・ 茨城県沿岸に大津波警報が発表された場合
高温工学試験研究炉 (HTTR)	<ul style="list-style-type: none">・ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失した場合。なお、原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ原子炉を冷却する全ての機能が喪失した場合を含む。・ 原子炉運転中若しくは崩壊熱除去運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失した場合・ 原子炉建家内使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合 (当該貯蔵プールの水位が通常水位から-1,000mm 低下、又は当該貯蔵プールの水位を直接的、又は間接的に測定できない場合であって、24 時間以内に通常水位-1,000mm まで復旧不可、又は水位の確認ができない場合)・ 燃料による閉じ込め機能が低下した場合 (「1 次冷却材放射能高」警報が発報) において、原子炉冷却系障壁が喪失 (「C/V 圧力高 C/V 隔離」警報が発報) した場合
高速実験炉 (常陽)	<ul style="list-style-type: none">・ 原子炉運転中、2 系統ある非常用交流電源から 1 系統のみの電気の供給となり、その状態が 15 分以上継続、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続した場合
材料試験炉 (JMTR)	<ul style="list-style-type: none">・ 使用済燃料貯蔵施設の水位を維持できない場合 (当該貯蔵施設の水位が通常水位から 500mm 低下)

(参考資料)

【表 2 施設敷地緊急事態（SE）を判断するEALの概要】

施設敷地緊急事態を判断するEALの例	
各施設共通	<ul style="list-style-type: none">・敷地境界に設置されたモニタリングポストの 1 地点で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合・施設の排気筒において、基準値※⁵に定められる放射性物質の放出があった場合・排水口の出口において、基準値※⁵に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の 50 倍に相当する放出があった場合
高温工学試験研究炉 (HTTR)	<ul style="list-style-type: none">・燃料による閉じ込め機能が低下した場合（「1次冷却材放射能高」警報が発報）において、原子炉冷却系障壁を喪失（「C/V圧力高 C/V隔離」警報が発報）し、かつ原子炉格納容器の障壁を喪失し、さらに、非常用空気浄化設備が作動しない場合
高速実験炉 (常陽)	<ul style="list-style-type: none">・原子炉運転中、原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を越える原子炉冷却材の漏えいが発生した場合・原子炉運転中、主冷却系による除熱機能が喪失した場合の残留熱除去機能を喪失した場合・原子炉運転中、全ての非常用交流電源から電気の供給が停止した場合（5分以上継続）
材料試験炉 (JMTR)	<ul style="list-style-type: none">・使用済燃料貯蔵施設の水位を維持できない場合（当該貯蔵施設の水位が通常水位から 2,000mm 低下、又は当該貯蔵施設の水位を直接的、又は間接的に測定できない場合）

※5 基準値：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条に定められる放射性物質の放出

(参考資料)

【表3 全面緊急事態（GE）を判断するEALの概要】

全面緊急事態を判断するEALの例	
各施設共通	<ul style="list-style-type: none">敷地境界に設置されたモニタリングポストの1地点で$5\mu\text{Sv/h}$以上を10分間継続して検出した場合、又は2地点で$5\mu\text{Sv/h}$以上を検出した場合施設の排気筒において基準値※⁵に定められる放射性物質の放出があった場合 ※施設敷地緊急事態（SE）と同一基準となる。 <ul style="list-style-type: none">排水口の出口において、基準値※⁵に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の50倍に相当する放出が10分間継続した場合
高温工学試験研究炉（HTTR）	<ul style="list-style-type: none">その他原子炉施設以外に起因する事象（地震、竜巻、テロ等の外的事象）が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質、又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出される、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民等の屋内退避を開始する必要がある事象が発生した場合
高速実験炉（常陽）	<ul style="list-style-type: none">原子炉運転中、非常停止が必要な場合において、制御棒が挿入不能となった場合原子炉運転中、原子炉を冷却する全ての機能が喪失した場合原子炉運転中、全ての非常用直流電源から電気の供給が停止した場合（5分以上継続）
材料試験炉（JMTR）	<ul style="list-style-type: none">使用済燃料貯蔵施設の水位を維持できない場合（当該貯蔵施設の水位が通常水位から2,000mm低下、又は当該貯蔵施設の水位を直接的、又は間接的に測定できない場合）、かつ純水補給設備等による給水が不能となった場合

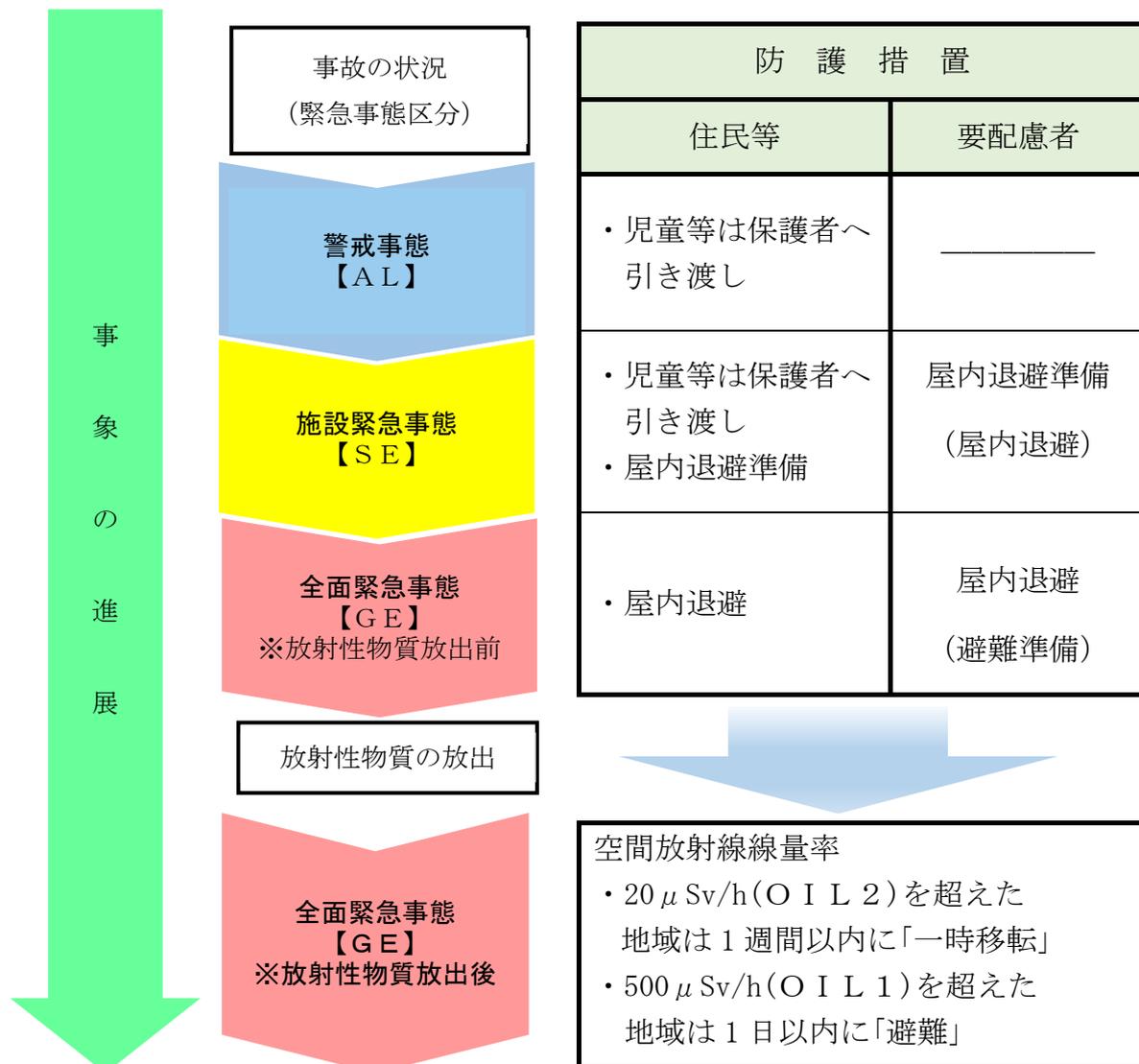
(2) 主な防護措置を実施する流れ

放射性物質放出前，原子力事業者の通報をもとにEAL（緊急時活動レベル）に応じた防護措置を段階的に実施するものとする。

- ①住民等については，施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し，全面緊急事態の段階において屋内退避を開始する。
- ②児童，生徒，園児等（以下，「児童等」という。）については，警戒事態の段階から，緊急連絡網を利用して保護者に引き渡すこととし，全面緊急事態の段階において屋内退避を開始する。
- ③要配慮者^{※6}については，施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し，全面緊急事態の段階において屋内退避を開始するとともに，避難先及び搬送手段を確保するなど避難準備を開始するものとする。

※6 要配慮者(避難行動要支援者):高齢者，障害者，乳幼児その他の特に配慮を要する者

【緊急事態区分に応じた防護措置フロー】



(3) 放射性物質が放出された後の防護措置

放射性物質の放出後においては、国、県、事業者等の連携のもと、空間放射線量率を測定する緊急時モニタリングを迅速に実施し、その結果が次の表に掲げる基準(O I L)を超えた地区において、「避難」、「一時移転」、「飲食物の摂取制限」、「避難退域時検査及び簡易除染」等を実施する。

【O I Lの基準と防護措置】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h 地上1mで計測した場合の空間放射線量率	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難等の基準に基づいて避難を行う避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は、迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度以内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h 地上1mで計測した場合の空間放射線量率	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h 地上1mで計測した場合の空間放射線量率	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	【O I L 6設定値】のとおりに	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

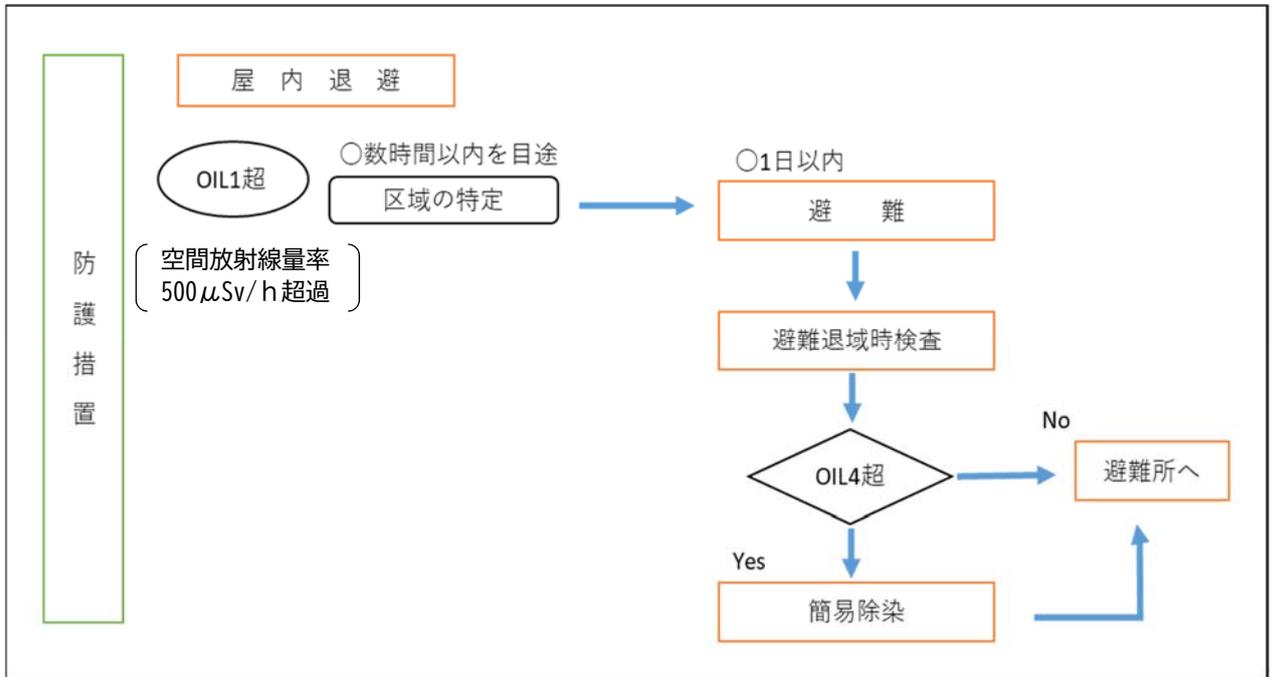
(資料：原子力災害対策指針)

【O I L 6の設定値】

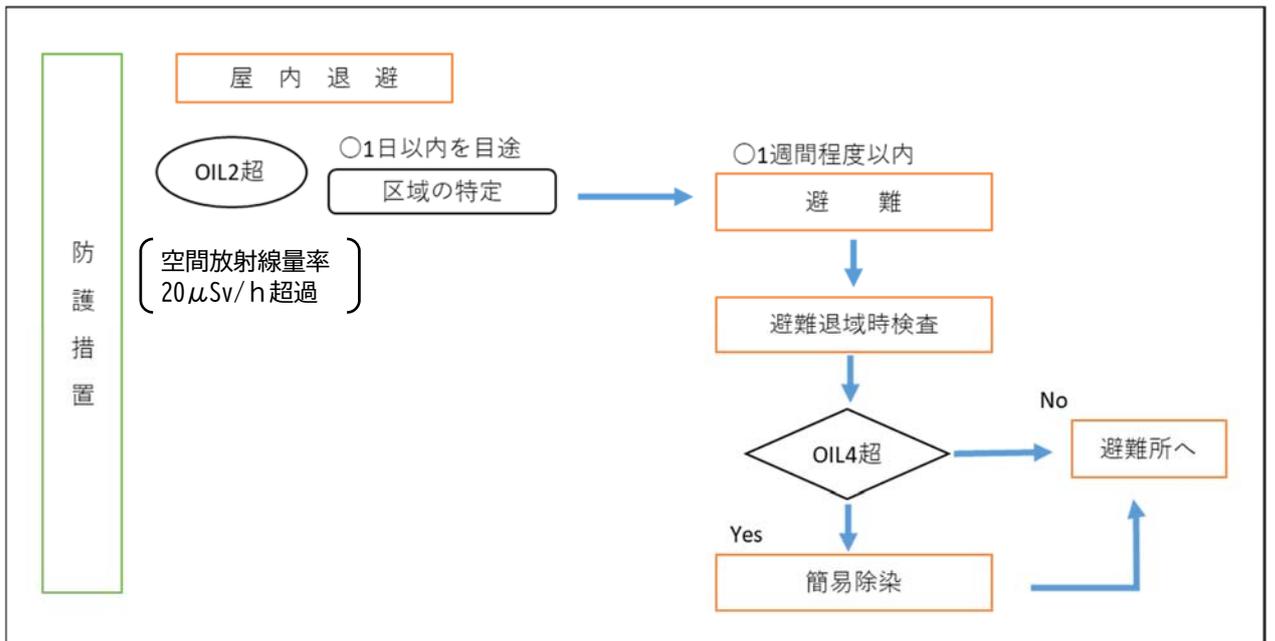
核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉 卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン 元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

【OILに応じた防護措置フロー】

◆OIL1



◆OIL2



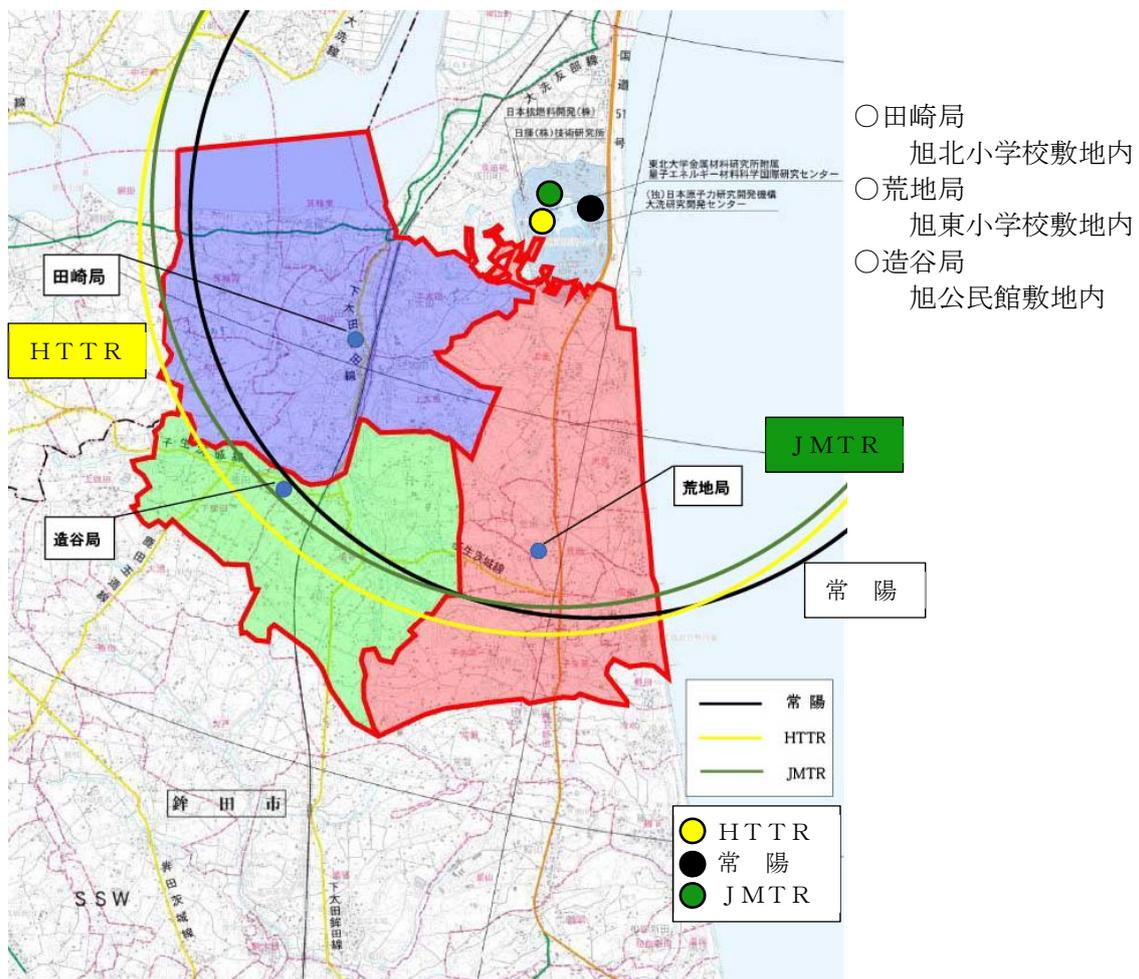
(4) 避難対象区域の防護措置を判断するモニタリングポスト

避難等の判断はガイドラインに基づき、「原子力災害対策重点区域」と対象施設の間に常設されたそれぞれの地域に最も近いモニタリングポスト（大気中の放射線量率を自動観測する設備）で、測定された値を基準とする。

【原子力施設とモニタリングポスト】

原子力施設	モニタリングポスト	避難対象地区
高温工学試験研究炉 (HTTR)	田崎局	箕輪東, 箕輪西, 下太田, 上太田, 田崎, 和岡, 大神
高速実験炉 (常陽)	荒地局	上釜, 沢尻, 荒地, 造谷第三, 三和, 子生, 子生第二, 玉田
材料試験炉 (JMTR)	造谷局	下鹿田, 造谷第一, 造谷第二

【銚田市内のモニタリングポスト設置箇所】



第3章 安定ヨウ素剤の配布・服用と避難経路及び検査

1. 安定ヨウ素剤の配布・服用

放射性ヨウ素は、呼吸や飲食品を通じて身体に取り込まれると、甲状腺に蓄積して放射線被ばくの影響により、数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクを上昇させ、また年齢が低いほどそのリスクが高い。

このため、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを予防、又は低減させるため、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用する必要がある。

(1) 安定ヨウ素剤の緊急配布

国、県からの指示、又は市独自の判断による安定ヨウ素剤の配布は、下表により実施する。

なお、安定ヨウ素剤の受取りについては、屋内退避等の防護措置中となる可能性が見込まれる。外出によるリスクを避けるため、世帯の代表者が受取りを行うものとする。

配布場所	地 区 名
旭東小学校	上釜, 沢尻, 荒地, 造谷第三, 三和, 子生, 子生第二, 玉田
旭北小学校	箕輪東, 箕輪西, 下太田, 上太田, 田崎, 和岡, 大神
旭西小学校	下鹿田, 造谷第一, 造谷第二

(2) 安定ヨウ素剤の服用指示

安定ヨウ素剤の効果は、服用するタイミングが重要となることから、国が服用を判断し、市が防災行政無線等により住民に服用の指示を行う。

なお、安定ヨウ素剤の過剰服用は、甲状腺機能低下症等の副作用を起こす可能性があるため、特別な指示がある場合を除き、原則1回の服用とする。

【安定ヨウ素剤の種類と服用量】

対 象 者	薬 剤	服用量
新生児	16.3mgゼリー剤	1包
生後1か月以上3歳未満	32.5mgゼリー剤	1包
3歳以上13歳未満	50mg丸剤	1丸
13歳以上	50mg丸剤	2丸

2. 避難経路

住民等が避難する時、避難退域時検査場所までの経路について、避難車両等が錯綜しないように、あらかじめ避難経路を定めるものとする。

なお、被ばく状況の確認及び汚染の拡大防止のため、避難退域時検査を受けてから避難所へ移動するものとする。

(1) 避難経路の選定

避難時に使用する主な幹線道路及び代替道路を下表のとおり定める。主な幹線道路は、国道、又は県道とし、主な幹線道路が通行不能の場合は、代替道路を通行するものとする。

また、道路の状況に応じて、下表の道路以外の幅員の広い市道等についても、経路として利用し、避難退域時検査場所や各避難所まで円滑に移動することとする。

地 区 名	主な幹線道路	代替道路
上釜, 沢尻, 荒地, 子生, 玉田	国道51号	県道下太田鉾田線 県道鉾田茨城線
造谷第三, 三和, 子生第二, 箕輪東, 箕輪西, 下太田, 上太田, 田崎, 和岡, 大神	県道下太田鉾田線	県道鉾田茨城線 国道51号
下鹿田, 造谷第一, 造谷第二	県道鉾田茨城線	県道下太田鉾田線 国道51号

3. 避難退域時検査の実施

避難退域時検査場所は、県が各関係機関と協力して避難所までの経路上に設置する。検査は、避難者、車両及び携行品等に、緊急防護措置を実施すべき基準の放射性物質の付着（汚染）があるか否かを確認するために実施し、検査により基準値を超過する場合は、除染等を行うものとする。

ただし、放射性物質放出前に、自主避難等で対象区域から離れていた住民等に対しては、検査を不要とする。

(1) 検査場所の選定

検査場所	地区名
鉾田合同庁舎	上釜, 沢尻, 荒地, 造谷第三, 三和, 子生, 子生第二, 玉田, 下太田, 上太田, 和岡, 大神
県立鉾田第二高等学校 (旧県立鉾田農業高等学校)	箕輪東, 箕輪西, 田崎, 下鹿田, 造谷第一, 造谷第二

(2) 検査の方法

- ① 車両に対しての検査を実施する。(基準値超過は②へ)
- ② 車両乗員の代表者に対して検査を実施する。(基準値超過は③へ)
- ③ 車両乗員の全員に対して検査を実施する。(携行品の検査も同時に実施)
- ④ ①～③の検査により, 基準値を超えている車両及び乗員については, 簡易除染の対象となる。

※基準値は, O I L 4 (β線: 40, 000 c p m) とする。

(3) 簡易除染の実施

避難退域時検査により, 基準値を超過している場合には, 「拭き取り」, 「脱衣」等の方法により除染を行う。

前述の簡易除染の実施後に再検査をした結果, 基準値を下回らない車両, 携行品は, その場に一時保管等の措置を行う。

なお, 乗員等については, 除染等が実施できる医療機関で治療等を行うこととなる。

第4章 住民等の避難

1. 一般住民の避難

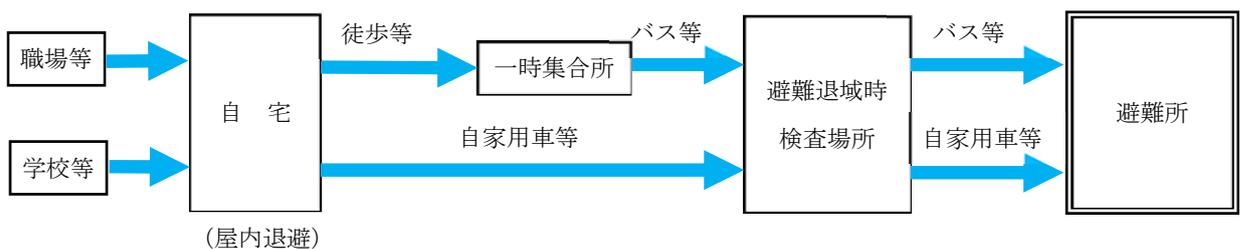
原子力施設で災害が発生した場合、本市の原子力災害対策重点区域の防護措置は、事態の進展に応じて、屋内退避を実施することが基本である。屋内退避は、放射性物質が放出された場合に、本市の上空を放射性プルーム（放射性物質を含んだ空気の一団）が通過するときにあわせ、建物外壁等の遮へい効果で被ばくを低減するために、実施するものである。

通過後に、地域の空間放射線量等の値が基準値を超過した場合には、国、県の指示により、市から、住民に避難等の指示を行うこととなる。避難方法は、原則として自家用車等での移動となり、自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、一時集合所まで徒歩等で移動し、その後バス等で避難退域時検査場所を経由して避難所まで避難することとなる。

（1）基本的な避難の方法

- ① 市内の屋外で作業等を実施している場合は、防災行政無線やメール配信サービス、広報車等からの放送、又は呼びかけにより、早期に帰宅して屋内退避等の指示に備える。
- ② 屋内退避の放送等により雨戸を閉めるなど、放射線を遮へいする対策を行い、屋内退避を実施する。
- ③ 避難等の指示が発せられた場合には、原則として自家用車等で避難を実施することになるが、渋滞の抑制や避難先での駐車場の確保の観点から、可能な限り複数人の乗り合いにより避難を行うこととする。
- ③ 避難時に自家用車等で避難する場合は、「窓を閉める」、「エアコンを極力使用しない、又は内気循環で走行する」などの対策により、可能な限り車内に外気を取り込まないようにする。
- ④ 自家用車等を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位に設けた一時集合所へ徒歩等で移動し、バス等により避難退域時検査場所を経由して避難するものとする。
- ⑤ 避難等をする際は、長袖、長ズボンのほか、帽子や手袋、マスク、レインコートなどで可能な限り肌の露出を避けるようにする。

【基本的な避難フロー】



2. 要配慮者等の避難

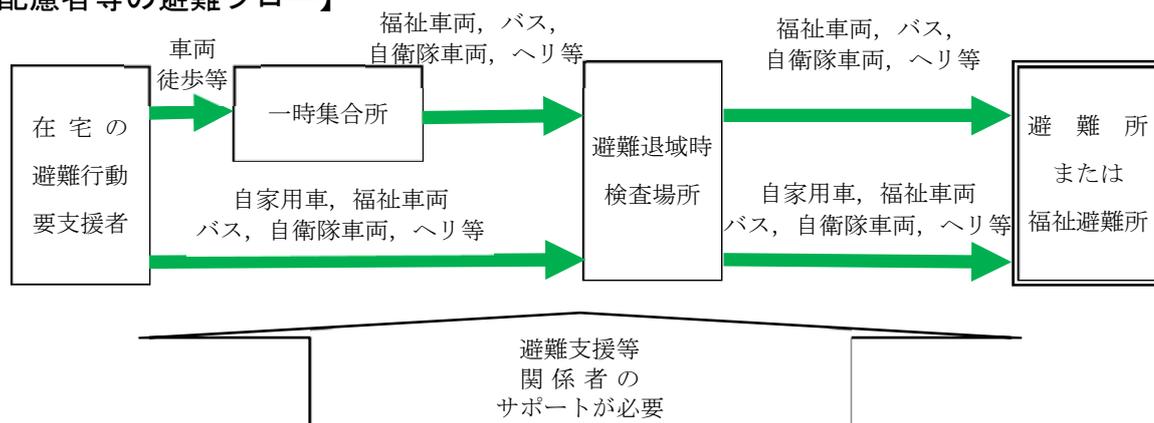
(1) 要配慮者（避難行動要支援者）の避難

市は、「避難行動要支援者名簿」に基づき、民生委員、消防団員、自主防災組織の避難支援等関係者（以下、「支援者」という。）が中心となって、警戒事態の段階で安否確認及び屋内退避準備の呼びかけを行う。確認時には、避難等が必要となった場合に「家族、又は地域の協力者等と一緒に避難が可能か」確認し、困難な場合は福祉車両の手配準備を行うものとする。屋内退避後に、避難等の指示が発せられた場合には、自家用車、又は福祉車両等で避難する。

なお、避難先は一般の避難所への避難となるが、必要に応じて福祉避難所等へ避難させることとする。

また、避難することが困難な者や、避難することで健康リスクが高まる可能性が高い者については、本人の意思を確認したうえで、避難をせずに屋内退避を継続し、支援する親族等との連絡を取り合いながら、経過観察を行うものとする。

【要配慮者等の避難フロー】



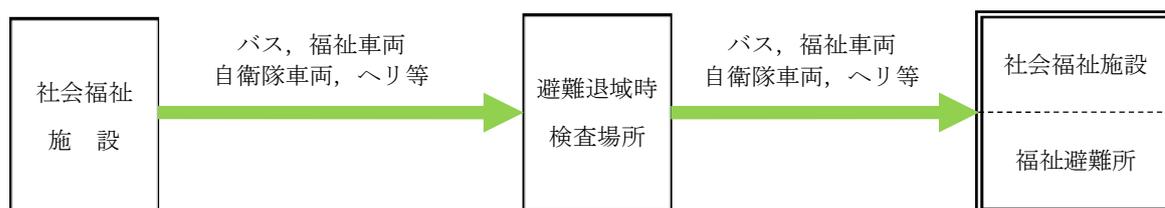
(2) 社会福祉施設等入所者の避難

社会福祉施設等の管理者は、県及び市と連携し、全面緊急事態の時点で入所者等の屋内退避を実施し、避難準備を行う。

また、あらかじめ定めておく避難先の社会福祉施設等に受入れ準備の要請を依頼し、避難等の指示が発せられた時は、準備が整い次第、施設等が所有するバスや福祉車両等により入所者を避難させる。

ただし、避難することが困難な者や避難することで健康のリスクが高まる可能性が高い者については、本人の意思を確認したうえで、避難をせずに屋内退避を継続させ、施設管理者と連絡を取り合いながら、経過観察を行うものとする。

【社会福祉施設等入所者の避難フロー】



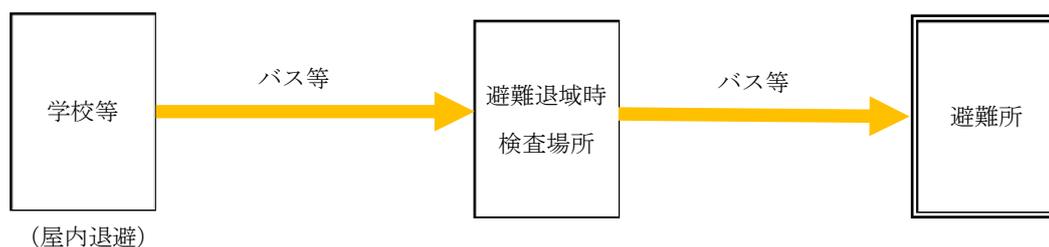
3. 学校等，一時滞在者への避難対応

(1) UPZ区域内の小中学校，幼稚園等

学校施設等の管理者は，県及び市と連携し，児童等が在校，又は在園時に原子力災害が発生した場合，あらかじめ定めておく避難計画により，警戒事態になった時点で緊急連絡網を利用して，児童等を保護者に引き渡すこととする。

全面緊急事態までに保護者へ引き渡しができなかった児童等については，建物に屋内退避させ，避難等の指示があった場合は，学校からバス等で避難所に移動し，保護者に引き渡しを行うものとする。

【児童等を保護者へ引き渡しができなかった場合の避難フロー】



(2) 一時滞在者（通勤者，観光客及び外国人など）への対応

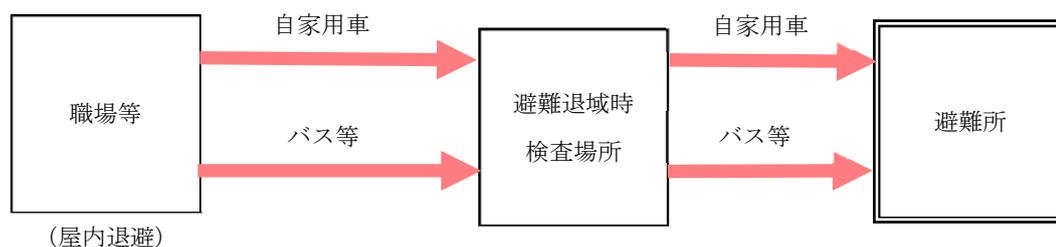
原子力災害対策重点区域内の事業所等の管理者は，原子力災害が発生した場合，警戒事態の段階で，従業員を帰宅させることが望ましい。しかし，帰宅させることが困難な場合は，建物内に待機させ，極力外出しないように努め，施設敷地緊急事態の段階になった時点で，施設管理者は確実に従業員を帰宅させることとする。

なお，帰宅等が困難な場合は，窓を閉めるなどの屋内退避準備を行い，全面緊急事態においては，屋内退避を事業所で行うこととする。

また，観光客や外国人等の一時滞在者に対しても，警戒事態の段階から防災行政無線やメール配信サービス，広報車等により呼びかけを行い，帰宅を促し，施設敷地緊急事態の段階には，情報提供とともに帰宅勧告を行う。

ただし，避難等の指示が発せられた時点で，帰宅していない一時滞在者等については，最寄りの一時集合所から，住民とともにバス等で避難するものとする。

【一時滞在者等で帰宅困難者の避難のフロー】



4. 避難先一覧

【原子力災害における避難先】

本市におけるUPZ内の住民等の避難先については、以下の通りとする。

地区名	一時集合所	避難退域時 検査場所	避難所 ^{※7}
上 釜	旭東小学校	銚田合同庁舎	銚田第二高等学校
沢 尻			
荒 地			銚田第一高等学校
三 和			
子 生			
子 生 第二			銚田保健センター
玉 田			
造 谷 第三			
箕 輪 東	旭北小学校	県立銚田第二高等学校 (旧県立銚田農業高等学校)	銚田北中学校 銚田北小学校
箕 輪 西			
田 崎		銚田合同庁舎	銚田南中学校 (体育館)
下 太 田			
上 太 田			
和 岡			(旧)諏訪小学校 中央公民館
大 神		銚田南中学校 (武道館)	
下 鹿 田	県立銚田第二高等学校 (旧県立銚田農業高等学校)		銚田南小学校 大洋中学校 大洋公民館
造 谷 第一			
造 谷 第二			

※7 状況に応じて、「旧銚田小学校」、「大洋保健センター」、「白鳥東小学校」、「大洋武道館」、「とっぷさんて大洋」を避難所として開設する。

第5章 防護措置に係る住民等への広報

1. 情報の伝達

原子力災害発生時には、住民の混乱を防止し、適切な避難行動に導くため、的確な情報伝達及び広報について、国、県、周辺自治体、防災関係機関及び原子力事業所等と連携して迅速、かつわかりやすい広報を行うものとする。

(1) 多様な媒体の活用

原子力災害が発生した場合には、事故の状況に応じた適切な防護措置ができるように、国、県、関係機関と連携を図りながら、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、市ホームページ、SNS等、多様な媒体を活用して、住民等に正確、かつわかりやすい内容の情報提供を行うものとする。

(2) 情報伝達の範囲

市は、防災行政無線や広報車により「原子力災害対策重点区域」へ重点的に情報伝達を行う。区域外の地域に対しては、対象外区域からの無用な立ち入り等を防ぐため、広く情報を伝達する。

(3) 定期的な情報提供と伝達の内容

市は、事態進展に応じながら、流言飛語や混乱の発生、交通混雑等を防止するため、以下の内容等について、定期的に住民等へ情報提供を行うものとする。

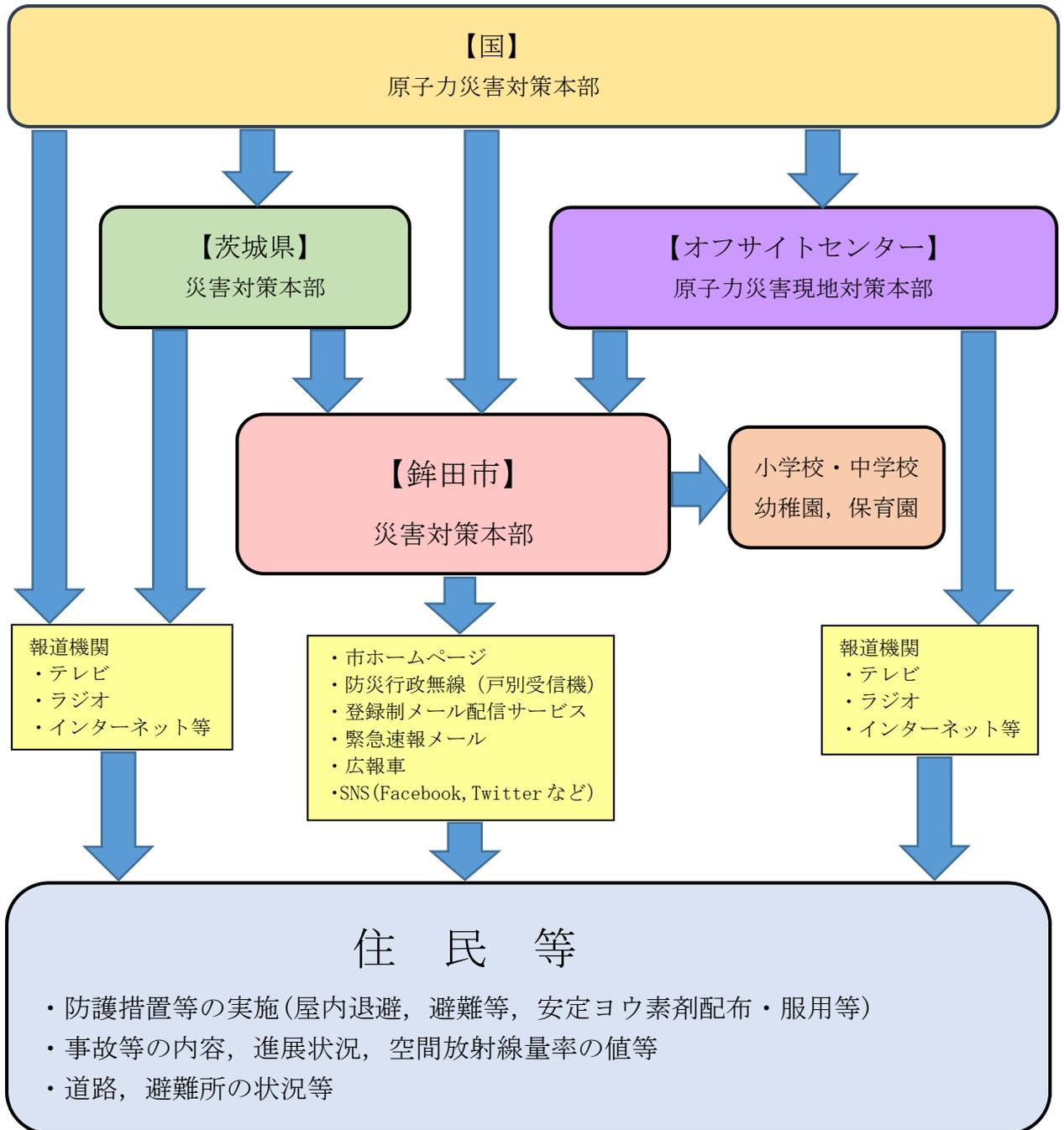
情報伝達事項の例

- ・原子力事故の発生時刻、内容、進展状況
- ・防護措置の実施に関する勧告、指示
- ・各地域の空間放射線線量率の値
- ・道路の被害状況
- ・避難所の状況

(4) 一時滞在者や外国人への情報提供

市は、県と連携し、一時滞在者や外国人への情報発信を行うため、報道機関、語学ボランティア等の協力を得て、字幕、文字放送、外国語等の情報発信を行うものとする。

【広報・情報連絡体制】



第6章 避難所の開設と運営等

1. 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

市は、避難等の必要が生じた場合に避難所を開設するものとし、その旨を速やかに市民等に周知するとともに、円滑な避難誘導に努める。受入れ人数超過等により避難所の運営に支障が生じる場合には、市内の避難所間で調整を行うものとする。

なお、本市内の避難所で調整がつかない場合には、県があらかじめ確保している第二の避難先へ受入れ要請をするものとする。

また、住民等は避難所に入る前に、避難退域時検査済証の交付を受けることとする。

ただし、放射性物質放出前に、自主避難等で原子力災害対策重点区域から離れていた住民等に対しては、不要とする。

(2) 避難所の運営

避難所の運営については、市職員、施設管理者のほか、避難者やボランティア等の協力を得て行うものとし、市は、情報や食事の提供及び安全の確保等に留意するなど、適切な対応に努めるものとする。

(3) 福祉避難所の設置

市は、福祉避難所の設置が必要と判断した場合、福祉避難所を設置するものとする。

(4) 避難状況の確認

市は、避難者の所在を把握するため、避難所ごとに避難者名簿を家族単位で作成するとともに、避難所以外の場所へ避難した住民等の把握を行う。

また、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得ながら、住民等が避難済であることの確認を行うものとする。

(5) ペットとの同行避難

市は、盲導犬、介助犬等を除き、同行避難をするペットについては、できるだけ避難所の敷地内で、飼育できるよう努める。

飼い主は、避難所を地域の住民等と共同生活をする場であることを十分に理解し、ペットとともに避難をする場合に備えて、平時よりペット用の食糧などの備蓄品やケージ、首輪等を準備し、避難時に持参する。携行品には名札等を貼り、飼い主を明示するなど、常に所在がわかるようにする。

なお、避難所におけるペットの飼育及び飼育場所の環境については、飼い主が責任をもって行い、常に清潔に保つこととする。

また、狂犬病の予防接種を行っていない犬や特定犬、特定動物は、避難所での受入れができないため、飼い主は事前に災害発生時の預け先を決めておくこととする。

2. 避難所における要配慮者の支援

在宅の避難行動要支援者等については、家族が中心となって支援を行うものとする。市は、支援要員が不足、又はそのおそれがある場合には、国、県、関係機関等に要請し、医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

3. 避難物資の確保

(1) 避難物資の確保

避難に際して必要となる毛布や食糧等については、市の資機材や備蓄品を活用するほか、不足する物資等については、国、県、関係機関等に要請し、迅速に確保するものとする。

(2) 支援の受入れ

市は、関係機関や他の地域等から食料や資機材等の支援が迅速、かつ円滑に受けられるように、国や県と連携しながら早期に体制を整えるものとする。

4. 避難が長期化した場合の対応

市は、国、県と連携し、応急仮設住宅の提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努めるものとする。併せて、県へ国と協力して、避難者がホテルや旅館等へ移動できるよう調整を依頼する。

5. 感染症流行下での対応

感染症流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染症の疑いがある者を含め、感染拡大・予防対策を十分に考慮したうえで、屋内退避等の各種防護措置を行う必要がある。流行下では、感染拡大を防ぐため、状況に応じて車両や避難所内での距離を保つなど、柔軟に対応するものとする。

(1) 屋内退避を行う場合

自宅等で屋内退避を行う場合は、放射性物質による被ばくを避けることを優先して実施するものとする。換気については、状況に応じて柔軟に対応する必要があるが、屋内退避の指示が出ているときは、原則として行わないものとする。

(2) 避難等を行う場合

避難等を行う場合は、他の避難者との距離の確保やマスクの着用、手指の消毒などの感染予防対策を必ず行うものとする。

また、体調不良者と一般の避難者が混在しないよう、避難所受付時に体温測定と体調確認を行うほか、避難所内では定期的に巡回等を行い、体調等の確認を行うものとする。

第7章 複合災害への対応

1. 複合災害への対応

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(1) 自然災害との同時発災（地震等）

市は、自然災害（地震）発生時の被害状況確認により、避難所施設の被災状況と避難受入れの可否について、早急に確認を行うものとする。

なお、避難所の被災により避難者の受入れができず、市内の市内避難所で不足する場合は、県があらかじめ確保する第二の避難先の開設を県に要請する。

(2) 原子力災害との同時発災

本計画の対象施設と「銚田市原子力災害広域避難計画」（以下、「広域避難計画」という。）の対象施設である日本原子力発電株式会社東海第二発電所が同時発災した場合の対応は「広域避難計画」で定める防護措置を講じることとし、双方の状況を注視して的確に対応する。